

第15回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成20年7月24日午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

京都地方裁判所検察審査会会議室

3 出席者

(委員)

稲富哲哉，栗山裕子，幸谷充康，齋藤淑子，谷村紘一，長濱英子，藤井信吾，
渡辺都，安保嘉博，谷岡賀美，吉野孝義，米山正明

(事務担当者等)

宮崎英一，油谷和夫，小森友幸，木崎正，蒔田豊人

4 議題

法教育について

5 議事

(発言者： 土井教授， 委員， 委員長)

(1) 開会

(2) 委員の自己紹介(谷岡賀美，7月1日付け栗坂満に替わり就任)

(3) 委員長あいさつ

(4) 京都大学大学院法学研究科土井真一教授の講演

「法教育の目指すもの」

別紙のレジюме参照

(5) 意見交換

法教育というものは，一般的な教育に新たに一つの分野が加わるものなのかというように考えていたが，そうではないということが分かった。一方で，法教育と他の教育の差異がどこにあるのかという疑問が残った。

また、子供たちの要求や考え方を何もかも受け入れていくような教育の流れになってしまうのではないかという印象を持った。

「法教育」という新たな科目を創設するわけではないが、これまで扱われて来なかった私法の基本原理の部分は追加しなくてはならないのではないか。民法の契約であれば、契約の基本的な考え方を教えた上で、修正原理を教えていく必要がある。

自由で公正な社会とは唯一の正しい生き方があるということ認めないということであり、人にはそれぞれ自分が実現したい生き方があるということ認めるといことと、互いに共生する上で必要なルールをみんなで承認するということとの関係を教えていく必要がある。

これまで「道徳」と大きくくっつけてきたものの中に、どんな生き方をしようとみんなで守らなければならないルールの部分と、理想としてこういう生き方があるという徳の部分があり、その点をきちんと分けて子供たちに理解させていかないといけない。「どんな生き方をしても良い」のだから、＝「ルールなんてどうでも良い」というような短絡的な考え方にならないように、社会科や道徳等でしっかり教えていく必要がある。

社会は変わってきており、人の生き方が変わっていく中で、新しく発生している問題について、昔はよかった式の対応を行おうとしても無理なことであり、新しい物の見方や考え方というものの中から秩序や規範を今の人たちが納得するような形で築いていかななくてはならない。

3歳までの間に家庭においてどのような教育がされているか分からないような状態で本当に法教育できるのだろうかという疑問がある。

どのような家庭教育を行っていくのかは大変重要な問題である。

例えば、親が熱心に取り組んで愛情をもって子どもを育てる家庭と必ずしもそうでない家庭があるが、どちらの家庭環境で育ったかで違いが出ることは否定できない。教育を考える際にどちらに焦点を合わせるかは大きな問題

であるが、法教育の場合は、標準的な教育課程での実施を目指しているので、スタンダードな家庭環境で育った子供、生徒を想定することになる。ただし、個別のケアが必要な子供への対応については、それを学校の授業に求めるべきかどうかの判断は難しい。

ルールというのは、学年が異なる子供社会とかのグループの中でお互いに学習することができていたが、今はできなくなっている。また、模倣犯が多い。

子供は、生まれたときからきちんと意識を持っているので、3歳までに教育することが重要である。その意味では、もっと早期から教育する必要性があるのではないか。

年少時からの法教育は重要であり、例えば、小学校の体育の授業などで新しい遊びを作らせ、その中で、ルール作り、ルール違反者への対処の仕方、あるいはそもそもルール違反をすると遊びはおもしろくなくなるといったようなことを教えていく必要がある。小学校の早い段階や幼稚園では、「法」といっても理解が難しいので、「ルール」とか「約束事」という言い方で、しっかり身につけさせるようにしないといけないという議論がある。

また、生徒会活動や部活動などをどのように位置付けていくかという問題も重要である。

小学校の学級の中は1つの社会の小さな縮図のようなもので、その中には様々な子供がいて、何か事件が起きればそれ自体が法教育であり、その中で何か特別な教育はしなくても良いのではないかと感じた。

配布資料の裁判員教育教材例は、法務省での法教育推進協議会にかかわっていた時に作成したもので、法曹三者の協力を得て、文部省等に作成してもらった模擬裁判用のシナリオである。基本的には、子供たちが、演劇のように役割分担して、演じた後に事実認定のようなことを行うものである。

子供たちの反応はとてもよく、一生懸命考えようとしていた。子供に、刑

法の条文の解釈などを議論してもらふ必要はない。子供たちを見ていて分かったが、裁判というものは日本人をときめかせる何かがある。目の前に不正義が行われているときにそれを正そうという思いが、われわれ日本人にもある。子供たちは、自分たちが真剣に考えてたどり着いた答えをみんなで受け入れるのだということで一生懸命に取り組んでくれるのであり、=体験してもらふことに意味がある。自分なりに一生懸命考えることが社会の役割として重要なんだということを理解してもらふための教材である。中学校、高校での裁判教育については、このようなものが良いのではないか。難解な条文の解釈をさせる必要はない。この時期に教えても覚えていないし、また、誤った形で覚えると却って問題である。

法教育の推進ということで大阪の法曹三者と中学校にお願いをして実験的な授業をしてもらったことがある。中堅どころの弁護士や検察官が若手の演技者に対して、「子供たちの前で負けるな」と、ハッパをかけてもらったおかげで本番さながらの雰囲気になり、子供たちは感動していた。子供たちは、その場で何が立証されたかなどは覚えていないであろうが、正義のために真剣に議論する人たちがいて、それによって社会がきちんと動くんだということを理解させることが、法の支配の実現という意味においては重要である。本物の弁護士等が、真剣に模擬裁判に取り組んでいる姿を子供たちに見せることも有意義である。また、そういう機会に、学校で親に参観をしてもらうというのが重要である。大人を対象とした裁判教育でメッセージを送るというのは非常に難しいが、実際に目の前で子供たちが真剣に議論する姿を見てもらうということは、裁判教育を広く一般に行っていく上で重要である。また、親も裁判であれば、比較的、内容を理解しやすく、子供と意見交換しやすいので、是非授業参観等に活用してもらいたい。

京都弁護士会での法教育の取組としては、今年の4月に弁護士会の中に法教育委員会を設置した。各学校に対して働きかけをしていく体制ができた。

京都府教育庁と京都市教育委員会を通じて学校にチラシを配布し、出前授業の依頼に応じている。京都弁護士会では消費者教育だけではなくて、セクハラ、労働問題とかいろいろとメニューを取りそろえて、学校側のニーズに応じて話ができる専門家弁護士を派遣していくということで体制ができている。

高校生の模擬裁判選手権に京都から何校か出ており、年1回開かれる模擬裁判選手権の出場校の指導を行っている。

京都地方検察庁での取組としては、平成18年から法曹三者で夏期教員研修という社会科教諭に対する研修を行っている。法務省では、「はじめての法教育」という書籍を作成している。

「誰でもよかった。」という殺人事件が最近増えていることに非常に不安を覚えている。法教育かどうかは別にして、自分が自分らしく生きるということは、他人もその人らしく生きることだという価値観、社会のルールというものが必要なのだということを理解させていくことは、小学生の時期から必要である。その前提として、自分には生きる意味、価値があるという自尊心を持たせるのも必要である。命の尊厳を幼いときから教えてきて、それが社会のルール作りにもつながっているんだという教育があって良いのではないか。

京都地方裁判所では、夏休み期間中に子供模擬裁判を小学生向けと中学生向けとで隔年で行っている。裁判官がシナリオを作成して、子供たちが役割を自分で選び、シナリオにしたがって自分の選んだ役割を演じる。本物の法廷で行い、ロールプレイング型で裁判の在り方を肌で知ってもらうものである。子供たちで自由に議論してもらう。裁判官は途中で必要な助言をすることはあるが、基本的には小学生同士で意見を述べ合ってもらう。小学生とは思えないほどポイントを突いた意見を述べる子もいて、驚かされた。日本人は合理的な議論には弱いといった批判が、裁判員制度に対する批判の底流として時々聞かれるが、必ずしもそうとは言えないのではないか。むしろ頼も

しく思えるような意見を随分聞くことができた。裁判官への質問タイムでは、付き添いの親からも裁判について様々な質問があり、親にも関心を深めてもらえた。子供たちにとっては一種のディベート体験ができるので、毎年地道に行っていくことでいろいろな成果が出てくるのではないかと考えている。

保護司の経験からは、年少時からの家庭・地域環境、生育歴が大きく影響していると感じる。

もともと人間は生れたときから全く異なって当たり前であるが、共通点は何かということを経験の場で教えることが大切である。その前提として、相手の言うことをしっかり聞き取れるために国語力が大事だと思う。子供たちの研修等での行儀、行動を見ると、一体教育の場がどうなっているのかと心配になる。

法教育でルールを教えるということはあると思うが、子供の教育には、様々なアプローチの仕方があるのではないかと感じる。子供が学校で学んだことを家庭や地域で大人が実践的に教えるという役割を果たせていない。そういう世代が大人になってきているように感じている。

法教育は、学校教育だけでは完結しないので、大人、社会人に対する法教育を真剣に考えないといけない。子供が一生懸命教えてもらったことが知識としてだけ身につけて、大人との実生活と乖離しては問題である。

夏休みの親子学習のような機会に教育することが良いのではないかと感じる。町の問題、隣近所の騒音の問題や犬の飼い方など、身近なルールを親子で考えるようなものが、遠そうが一番近道なのかなという気がした。

人というのはどんどん変わっていきるので、ルールや社会通念を、きちんと自分の中に取り込めるような場面が町内会や学校に必要ではないかと感じる。

本日の話を聞いて、何でも法教育という中に入れ込んでしまうことには無理があるように感じた。従来の道徳教育的なものまでも取り込むのは少し無理があるのではないかと感じる。従来の道徳教育を発展解消させて、なぜこういうこ

とが起こったのか，どうしたらよくなるのかという形の道徳教育に編成しな
おす。つまり，違いがあるのが当然で，違いを認めることが価値感の共有で
あると，最終的には人権とか人格を認めていくという方向の道徳教育に発展
したほうが良いのではないかと思った。

生涯教育の問題については，軽視しているわけではなく，結局，法教育を
広めていく上で何を取っかかりにするかという問題であり，まず，学校教育
を射程に入れて話を進めていくということである。

これには，法教育を推進していくための予算，費用の問題もある。法務省
等が年間法教育にかかる予算に比べて，金融庁や経済界での金融教育の予算
は膨大な額である。法教育の研究会のパンフレット，報告書を作ったが，県
教委に配るのが精一杯であった。ところが，金融教育はDVDまで作って全
国の学校に配っていた。

そのような予算の中で，当初から国民一般を対象にすることは難しい。私
が法教育の研究会で座長を務めていたときには，教育者として，比較的理
解があるはずの学校の先生方を説得できない以上は国民も説得できないと考
え，まず，学校の先生方に働きかけて，それで成功すれば，その先に進めてい
くことになった。学校の先生方は，我々が手弁当でやっていることに対して非
常に同情してくださり，相当な協力をしていただいた。

その際に生涯教育についても幾つかの方法を考えた。一つは，企業コンプ
ライアンスの一環に位置づけてどうかという意見がある。コンプライアンス
で重要なのも，マニュアル的な対応ではなく，公正な判断ができるとか，お
互いにきちんと議論ができるなど，基礎的な能力である。その意味で，こ
のような教育を前提にして，コンプライアンスの問題も取り組んでいく必要が
あるだろう。

私自身は，その他にも，長期的には，町内会や婦人会等も含め，いろいろ
な形での生涯教育を取り入れたいが，まずは理念を明確にして学校教育から

始めたということである。

法教育を司法との関係に特化することについては、確かに、司法制度改革という形で始まったものであり、司法の枠組みを離れていくと焦点が明確でなくなるという批判はもっともなところがある。実際、当初は、司法教育か法教育かについて議論があった。しかし、司法を充実するためには、狭義の司法だけではなくて、法の支配とか、法全体に対する国民の信頼ができた上で、裁判所をはじめ法曹三者を位置づけていく必要がある。法というのは御上から降ってくるものではなくて、自分たちが作っていく法であるから守らなければいけない、そのようにして正義を実現していかなければいけないという方向に進んでいく必要がある。そこで、最終的には、狭い司法観、狭い法観で終わってしまわないようにする必要があるということになった。

また、教育の先生によると裁判というのは発達段階的には高度な課題で、客観的に第三者的な立場から公正に判断することが本格的にできるようになるのは、中学校や高校からであるとのことであった。その意味でこどもの発達段階に合わせた教育を行っていく必要がある。

我々の時は、先生をどう見ていたかということ、ペケもマルもあった。反面教師的な部分もある種必要なのではないかと思う。百点満点の先生ばかりというのは絶対あり得ない。

30年程前は、子供たちが貧しいがゆえに起こった犯罪も結構多かったが、今は、客観的には家庭的にも経済的にも恵まれている。そういうところの中から生まれてきている問題というのかなり出てきているのではないか。

そこで、子供たちに本当に暖かい心、優しい心をどう持たせるかというのは、一に教師にかかっているのではないか。若干反面教師の部分があっても、先生のすばらしさのような、どこか琴線に触れるような、先生を作っていくことが法教育をもっとうまくいかすために大切なことではないか。

私は非常に不思議に思うのは、日本では、大変苦労している先生や教育に

対する予算が少なすぎる。。経済的にもある程度の見返りが必要である。

学校の先生方に話をして、感心するのは、我々が一生懸命説明して、それが、子供たちのためになると思ったら、ほとんど手弁当で、一生懸命にやってもらえるということである。DVDを作成して押しつけても、子供たちのためにならないと思えば動かないが、逆に、ためになると思ったら動かれる。こういうことを考えると、日本の教育もまだ捨てたものではない。予算がないにもかかわらず、法教育に取り組み、それなりの成果が出ているのは、学校の先生方のお陰である。

この点は法曹三者も同様で、法教育が重要だと考えれば、裁判所のようにあまり予算がないところでも、裁判官、弁護士、検事が、ほとんどボランティアで取り組んでいる。法や正義の問題について、私はまだ日本は捨てたものではないと感じている。

とはいえ、子供たちの問題はやはり大きく、心理学の専門家が、昔は、こどもたちも暴走族のように人目につくところで暴れていた。それができなくなったので校内暴力になり、次に、家庭内暴力になった。=これらを全部押さえていくと、次は友達同士のいじめになったので、いじめも押さえた、そうすると、こども達が内側から壊れ始めたと言われた。そして、その壊れた子供たちが、不可解な問題を起し始めるようになった。この点はよく考える必要がある。

悪いことを表面的に押さえ込むことが重要なのか、それとも彼らなりの思いだとかいろんなものを受け止めながら社会が受け入れてやる必要があるのか。それは法の問題だとか社会のあり方を考えていく上で重要な点である。

法教育の目指すもの

京都大学 土井 真一

はじめに

○「法教育」とは何か？

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

アメリカ Law-Related Education

1. 法教育をめぐる議論の状況

○教育学者・法律家による先駆的な取り組み

これまでの法に関する教育の問題点

○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）

司法教育の充実

「法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである上、今後は、司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れるという意識改革も求められる。

そのためには、学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的役割を果たすことがもとめられる。」

○法務省・法教育研究会（平成15年7月～平成16年10月）

「我が国における法教育の普及・発展を目指して

—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐぐむために—

○法務省・法教育推進協議会（平成17年5月～）

○教育基本法、学校教育法の改正

教育基本法第2条（教育の目標）

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う…

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法第21条（義務教育の目標）

一 …自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

○中央教育審議会

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」

道徳教育の充実・改善

「民主主義社会における法やルールの意義やそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが大切である」

「高等学校における道徳教育については、公民科や特別活動のホームルーム活動を中心に、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うこと」

社会、地理歴史、公民

(小学校)

「ルールや法及び経済に関する基礎となる内容の充実を図る」

(中学校)

「法や政治、経済等に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を習得」

(高校)

現代社会 「倫理、社会、文化、政治、法、経済にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて、人間としての在り方生き方についての学習や、議論などを通して自分の考え方をまとめたり、説明したり、論述したりする課題追究的な学習を一層重視する」

政治・経済「グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大などに対応して、法や金融などに関する内容の充実を図る。」

○平成 20 年学習指導要領

小学校

社会〔第 6 学年〕「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加・・・などについても扱うようにすること」

中学校

社会〔公民的分野〕「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」

「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、・・・」

「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させる。」

「『法に基づく公正な裁判の保障』に関連させて、裁判員制度についても触れること」

2. 法教育の基本理念・目標

○自由で公正な社会の構築

「様々な考え方をもち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、多様な考え方や生き方を尊重しながら、共に協力して生きていくことのできる社会」

○共生の相互尊重のルールとしての法

正義・公正・自由・平等・権利・責任・適正手続

3. 法教育を通じて育成される能力・資質

- ・公正に事実を認識し、問題を多面的に見る力
- ・自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力
- 多様な意見を調整して合意を形成したり、公平な第三者として判断を行ったりする能力

○言語活動の充実

○法教育の基礎となる資質・情操的基盤の重要性

4. 法教育で主として取り扱うべき基本領域

(1) ルールの形成

(2) 私法の基本原理
消費者教育との関係

(3) 憲法の意義

(4) 司法
裁判教育との関係

5. 法教育の効果的な実施のために

- カリキュラムの工夫
- 教育の一つにしないこと。

科目間の連携 社会科、生活科、家庭科、道徳の時間、特別活動

法と道徳の問題

○発達段階に応じた教育課程

○教育関係者と法律関係者との協力体制

○地域・家庭との連携

むすびにかえて

「生きる力」の教育とは

[主な参考文献]

- : 法教育研究会『はじめての法教育』（ぎょうせい）
- 法教育推進協議会『はじめての法教育Q&A』（ぎょうせい）
- 江口勇治監訳『テキストブック 私たちと法』（現代人文社）
- 江口勇治編『世界の法教育』（現代人文社）
- 大杉昭英『法教育実践の指導テキスト』（明治図書）
- 関東弁護士会連合会『法教育－21世紀を生きる子どもたちのために』（現代人文社）
- 全国法教育ネットワーク『法教育の可能性』（現代人文社）
- 土井真一「求められる法教育のすがた」法律のひろば vol. 57 no. 6
- 橋本康弘・野坂佳生『“法”を教える－身近な題材で基礎基本を授業する』（明治図書）
- 特集「法教育の充実をめざして」ジュリスト 1266号